

岩手県告示第430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成26年6月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
小鳥谷診療所	二戸郡一戸町小鳥谷字中屋敷1番地27	平成25年5月31日
湊医院	釜石市只越町二丁目6番10号	平成26年3月5日
おいかわ歯科医院	釜石市大町一丁目3番7号	平成26年3月11日
瓜田外科胃腸科医院	八幡平市大更第21地割90番地1	平成26年3月31日
柏木医院	奥州市江刺区六日町5番7号	”
工藤歯科クリニック	釜石市嬉石町二丁目4番4号	平成26年4月9日
前原歯科医院	宮古市保久田8番26号	平成26年4月17日